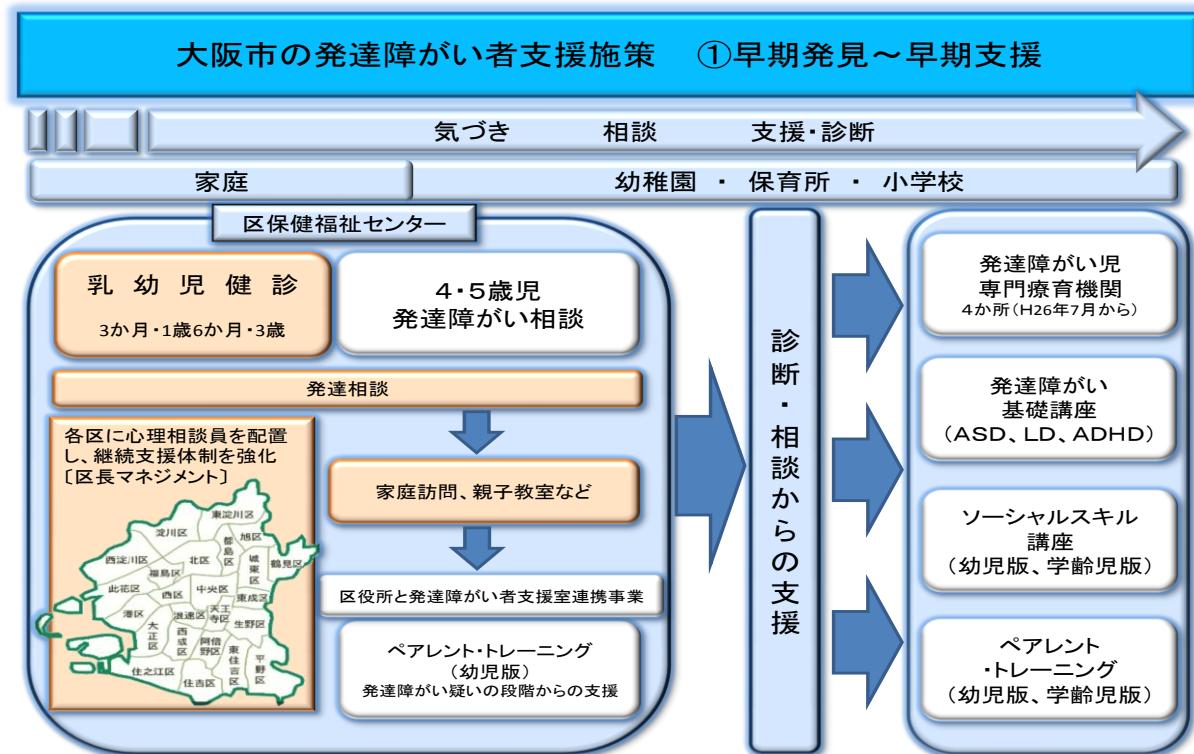


第2章 具体的な取組について

1 早期発見から早期発達支援へ



① 乳幼児健康診査等の充実

各区保健福祉センターで実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談（フォローアップ健康診査）、4・5歳児発達障がい相談等の乳幼児健康診査事業等を通じて、発達障がいの可能性のある児童を早期に発見し、継続的な支援を行うとともに、診断や専門的支援につなぎます。

健診従事者への研修の実施

概要	保健師、心理相談員等の健診従事者が、発達障がいの特性や療育等の支援について理解し、発達障がいの気づきや支援が早期に効果的に実施されるよう研修を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

乳幼児発達相談体制の強化

概要	各区保健福祉センターに心理相談員を配置し、乳幼児の発達相談体制を強化するとともに、継続的な支援を充実させます。
担当	各区保健福祉センター（担当は区によって異なります。）

4・5歳児発達障がい相談

概要	保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で、発達障がいの疑いのある4・5歳児を対象に、医師・心理相談員・保健師による診察、心理相談、個別指導を実施します。
利用方法	各区保健福祉センター地域保健活動業務担当で予約を受け付けます。
担当	各区保健福祉センター地域保健活動業務担当

② 発達支援の充実

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童への療育や保護者への研修等を実施します。

発達障がい児専門療育

概要	広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む。）の診断を受けた3歳～小学3年生までの児童を対象に、児童への個別的・専門的な療育と保護者への研修を行い、親子通園により保護者が療育に参加しながら、児童の特性を理解し、療育場面で身につけたことを日常生活の場に広げ育児を行うことができるよう支援します。 期間：1年間（療育20回、研修10回） 料金：療育1回あたり1,000円～1,200円程度 定員：160名（3か所）
利用方法	本市ホームページから利用希望登録申込書をダウンロード・記入し、発達障がい者支援室に提出します。順次登録し、療育機関から説明会等のご案内をします。 [本市ホームページ] ⇒ [市民の方へ] ⇒ [障がいのある方へ] ⇒ [障がいのある方へのお知らせ] ⇒ [発達障がいのあるお子さんのための専門療育機関の利用希望登録について]
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

発達障がい基礎講座（親支援講座）

概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、障がいの特性や支援方法についての講座を実施します。 自閉症スペクトラム講座（4回連続講座×年4クール） LD支援講座（2回連続講座×年1クール） ADHDスポット講座（年1回）
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

ソーシャルスキル講座（親支援講座）

概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、対人関係を円滑にすすめるための具体的行動を身につけるため、年齢や特性に応じた家庭での取り組み方についての講座を実施します。 幼児版（3回連続講座×年2クール） 学齢児版（3回連続講座×年3クール）
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

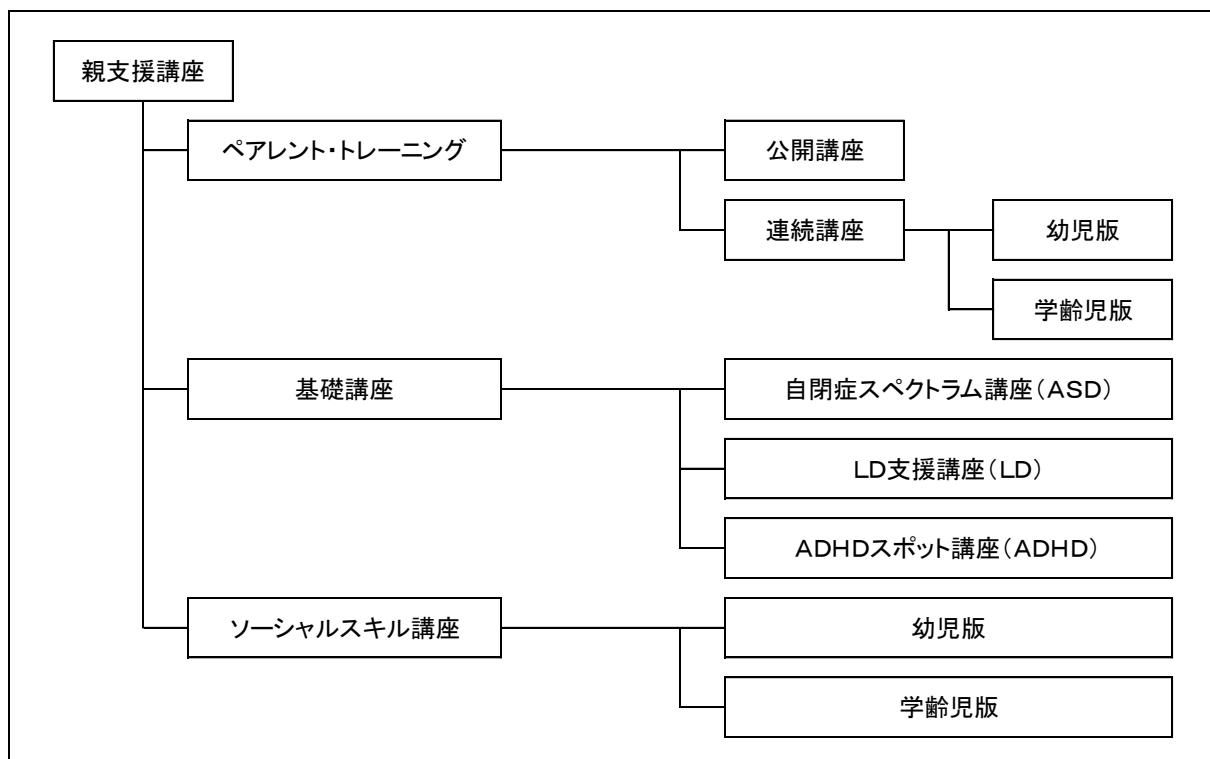
ペアレント・トレーニング（親支援講座）

概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、適切な子育ての方法を学び身につけるプログラムを実施します。 公開講座 連続講座（幼児版：6回連続、学齢児版：9回連続） フォローアップ講座 実践報告 ※一部の区保健福祉センターでも試行実施中
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

啓発DVDの配付

概要	広汎性発達障がいの特徴、療育機関・家庭等での支援例をまとめた「大阪市発達障がい児療育支援事業啓発DVD 広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援～就学前編～」を配付します。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。（1枚300円） なお、同センターのホームページにおいてダイジェスト版の動画を公開しています。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



【用語集】

「ペアレント・メンター」

発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者などに対して相談や助言を行う人のこと。

「ペアレント・トレーニング」

保護者が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

「ソーシャルスキル・トレーニング（SST）」

状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

「ライフケース」

日常の様々な問題や課題に対し、建設的かつ効果的に対処する能力のこと。

③ 教育・保育の充実（幼稚園・保育所）

幼稚園・保育所において、発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、教員・保育士の研修、幼稚園・保育所の支援、支援手法の普及等を実施します。

幼稚園教諭に対する研修の実施

概要	市立・私立幼稚園の教諭が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや教育場面における支援が早期に適切に実施されるよう研修を実施します。 (市立学校園への研修については、2「学齢期の支援の充実」①をご参照ください。)
担当	市教育センター教育振興担当

保育士に対する研修の実施

概要	公立・民間保育所の保育士が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや保育場面における支援が早期に適切に実施されるよう研修を実施します。
担当	こども青少年局保育施策部保育企画課

市立幼稚園への支援

概要	(2「学齢期の支援の充実」①をご参照ください。)
----	--------------------------

発達障がい児等特別支援教育相談事業

概要	市内在住か、市内の幼稚園・保育所に通う発達障がいのある児童とその保護者、関係機関等（私立幼稚園等）を対象に、日常生活でのさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、困っていること）に対し、専門知識を有する臨床心理士による電話相談を実施します。
利用方法	専用電話番号 6446-0765 毎週金曜日、午前10時～午後3時 (祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)
担当	こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ

障がい児保育巡回指導講師派遣事業

概要	発達障がいを含む障がいのある児童に保育の円滑な運営及び向上を図るために、巡回指導講師（小学校長OB）を保育所（公立・民間）に派遣します。
担当	こども青少年局保育施策部保育所運営課

保育所における発達支援プログラムの作成

概要	発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた冊子「できた！わかった！たのしいよ！」を作成し、幼稚園・保育所に配付するとともに、研修を実施します。 また、家庭での支援においても活用することができる内容です。
利用方法	本市ホームページから閲覧・ダウンロードすることができます。 〔本市ホームページ〕 ⇒ 〔市民の方へ〕 ⇒ 〔子育て・教育・こども青少年活動〕 ⇒ 〔子育て支援施設〕 ⇒ 〔保育所〕
担当	こども青少年局保育施策部保育所運営課